

特定非営利活動法人 長良川環境レンジャー協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人長良川環境レンジャー協会という。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市長良堤無番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、長良川を中心とした河川の環境保全を図るため、流域の多数の市民、企業、行政と連携し、豊かな自然と生態系を取り戻す活動を推進するとともに、節度ある利用など、河川と共生する施策を創出、実践して、人と共に生きる良好な河川環境を後世に引き継ぐことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 河川環境に関する調査、研究、保全等に関する事業

② 河川量の適正化および環境教育に関する事業

③ 河川環境の整備に関する事業

④ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(2) 収益事業

① 河川環境に関する著作、およびそれらの販売事業

② 大気、水質、土壤等の改善に有効な植物等の栽培及びその加工品等の製造、販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、前項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人は、次の 3 種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の運営には参加しないが、この法人の目的に賛同し、事業活動に参加するために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体（入会等）

第 7 条 この法人の会員には、特に条件を付けないものとする。

2. この法人の会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
3. 理事長は、前項の入会申込者に対して、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、申込者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会 費）

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退 会）

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及びアドバイザー

（種別及び定数）

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上 10人以内

(2)監事2人

(3)理事のうち1人を理事長

(4)理事のうち3人以内を副理事長

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の職務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が、終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(欠員補充)

第17条 理事は又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたと

きは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(アドバイザー)

第 20 条 この法人に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、学識経験者等のうちから、理事会の議決により理事長が委嘱する。

3 アドバイザーは、この法人の運営に関する理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。

4 アドバイザーの任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 総 会

(種 別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 22 条 総会は、正会員を持って構成する。

(権 能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任及び解任、職務、報酬

(6) 会費の額

(7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に、開催する。

(1) 理事会の決議を経て、理事長から召集があったとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、召集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

(招 集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を召集するときは、会日の 5 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって各会員に発してするものとする。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、総会ごとに、出席したうち正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 4 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会における決議事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知があった事項につき、書面又は電磁的方法をもって表決権を行使し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 3 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(緊急議案)

第 30 条 総会においては、出席した正会員（書面又は代理人により議決権を行使するものを除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とする

ことができる。

(議事録)

第31条 総会議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集年月日
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 正会員の総数及びその出席者（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を記載する。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 総会に付すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

2. 理事長が必要と認めたとき。
3. 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

4. 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 前条第2号の請求をした理事は、同項の請求をした日から1月以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

3 理事会の招集は、会日の7日前までに日時、場所、目的及び審議事項等を記載した書面を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決等)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否数同のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は電磁的方法により理事会の表決に加わることができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条の適用について、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、第31条(議事録)第1項第1号から第5号までの規定を準用する。この場合において、同条第1項第5号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会 費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および活動予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 第一項に規定した理事会の議決を得た事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を

受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、惜入金の惜入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会に出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならぬ。

4 この法人が解散したとき（合併の場合を除く）は、理事が清算人となる。
(残余財産の帰属先)

第53条 この法人が解散の際（合併または破産の場合を除く）に有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(委員会)

第56条 本会は、事業の円滑な遂行を図るために、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。

3 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(事務局)

第57条 本会は、事務を処理するため事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員の選任及び解任は、理事会の同意を得て理事長が行う。

4 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(実施細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、設立総会で定

めるものとする。

- 3 本法人の設立当初の役員は、第14条第1項および第2項の規定にかかる
らす、次に掲げるものとする。その任期は、第16条第1項の規定にかかる
らす、設立日から次の通常総会の開催日までとする。

理事長 藤崎義治

副理事長 日置江茂

理事 岩砂美智子 北川亘二 木呂子豊彦 澤田清一 高橋直美

田中美佐子 所 良男 友保有起 藤澤眞澄 松岡達也 渡辺重義

監事 宇佐美俊二 熊崎 登

- 4 本法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかる
る、設立日から平成13年3月31日までとする。

- 5 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第45条の規定
にかかる、設立総会の定めるところによる。

附則

- 1 この定款の変更（平成14年5月26日、平成14年度通常総会における議決）は所轄庁の認証の日から施行する。

附則

- 1 この定款の変更（平成16年5月23日、平成16年度通常総会における議決）は所轄庁の認証の日から施行する。

附則

- 1 この定款第13条第1項の理事の定数の変更（平成29年5月21日、平
成29年度通常総会における議決）による。

変更前 理事10人以上 15人以内

変更後 理事3人以上 10人以

附則

1. この定款の変更（令和3年5月15日、令和3年度通常総会における議決）
は、所轄庁の認証の日から施行する。（令和3年 11月 2日）